

一宮市告示第 161 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、一宮市斎場サービス共同体を指定公金事務取扱者に指定したことから、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 8 年 4 月 1 日

一宮市長 中野正康

- 1 業務名称
斎場使用料徴収業務
- 2 指定公金事務取扱者
 - (1) 名称
一宮市斎場サービス共同体
(富士建設工業株式会社、太平ビルサービス株式会社)
 - (2) 住所または事務所の所在地
新潟県新潟市北区島見町 3 3 0 7 番地 1 6
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
一宮市斎場の斎場使用料
- 4 指定日
2026 年 4 月 1 日
- 5 委託日
2026 年 4 月 1 日